



中部電力パワーグリッド



中電PG報知事項5



CHUBU
Electric Power

お客さま各位

電気事業法施行規則改正に伴う 特例需要場所および電力融通に関する変更について

2021年4月

01 はじめに

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

- 従来、急速充電器と認定発電設備にのみ認めていた需要場所の特別措置について、2021年4月に電気事業法施行規則の一部が改正され、災害による被害を防ぐための措置を講じる設備、温室効果ガスの排出抑制のための措置に資する設備等においても、一定の条件下で「1 需要場所・複数引込み」（特例需要場所）の適用が可能になりました。
- 加えて、これらの設備に関しては、非常時に他の需要場所から電力融通を受ける「複数需要場所・1 引込み」（以下、総称して「特例需要場所等」といいます。）を適用することも可能になります。
- これを踏まえ、当社でも国が定める特例需要場所等の適用が可能となるよう、「託送供給等約款」の変更認可申請を行い認可を受けたことから、特例需要場所等の適用対象と申込方法に関する変更点をお知らせいたします。

<特例需要場所の変更点>

- **特例需要場所として1 発電場所または1 需要場所複数引込が認められる。**

<需要場所間の電力融通>

- **複数発電所または複数需要場所で1 契約が認められる。***

※需要場所（発電場所）間の電力融通については、電気設備保安の観点より、事業用電気工作物のみ適用可能となるため、高圧以上に限る
具体的な適用事例について、次スライド以降参照

02 特例需要場所の変更点および需要場所間の電力融通

1. 特例需要場所（変更）

	特例需要場所の適用対象	
	変更前	変更後
適用対象	急速充電器（QC） または 認定発電設備	次のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> • 災害による被害を防ぐための措置 • 温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置 • 電気工作物の設置及び運用の合理化のための措置 • その他電気の使用者の利益に資する措置

2. 需要場所間の電力融通（新規）

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> • 上記「1. 特例需要場所」の適用対象であること • 国が定める「保安上の支障がないこと」を確保すること
------	--

3. 実施時期

適用開始日	2021年4月1日申込分より
-------	----------------



03 特例需要場所および電力融通の申込方法

➤ 下記の必要書類を、申込みに併せてご提出いただきますようお願いいたします。

必要書類			
電圧	契約の単位	凡例	必要書類
全電圧	○特例需要場所の適用 1 需要場所複数引込を希望する場合	・全量買取の再エネ設備 ・EV・PHV普通充電器 ・データセンター 等	特例区域等の適用に関する確認書※1 (添付書類 (4) 参照)
			特例区域と非特例区域等の位置が分かる平面図
高圧 特別高圧	○非常時における電力融通 非常時における複数需要場所 1 引込を希望する場合	・タワーマンション 等	需要場所間の電力融通に関する確認書 (添付書類 (5) 参照)
			融通元と融通先が分かる平面図
			解列箇所 (遮断器) が明記された両設備の単線結線図
			停電時に使用する際の誤投入防止措置、 インターロック機構が分かる資料
停電時および復帰時のシーケンスフローが分かる資料			
高圧 特別高圧	○需要場所 (発電場所) 間の電力融通 複数需要場所 1 引込かつ 1 契約を希望する場合	・別需要地の再エネの電力融通 ・飛び地による太陽光発電設備 等	需要場所間の電力融通に関する確認書

(確認書のダウンロードはこちらから) https://powergrid.chuden.co.jp/takuso_service/denkikojiten/teiatsume/chohyo/

※1 従来 Q C 設置時にご提出頂いていた「Q Cに関する特別措置適用確認書」は今回の変更に伴い廃止いたします。

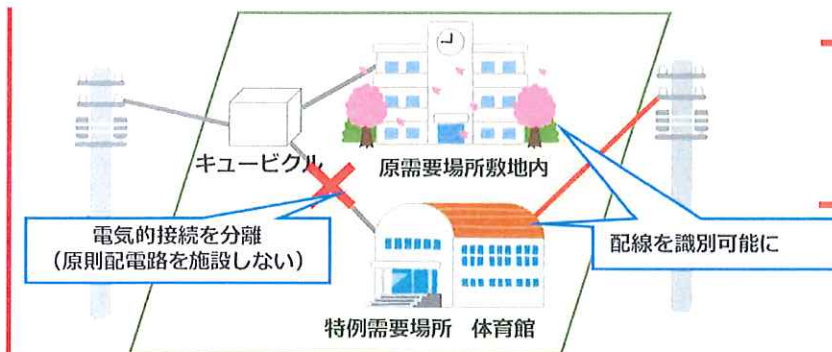
※2 電力融通を適用の場合は、当社と契約者さまにて覚書の締結が必要です。

- 特例需要場所および電力融通の適用対象については、経済産業省資源エネルギー庁 Q & A (以下、「エネ庁 Q A」) をご参照ください。
- なお、エネ庁 Q A に掲載がない場合は、適用可否をエネ庁へ確認する必要がありますので、あらかじめご了承ください。
(エネルギー庁 H P) https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html

【参考】特例需要場所の適用（1 需要場所・複数引込）の例

<避難場所（学校）への空調設置>

災害による被害を防ぐための措置



概要

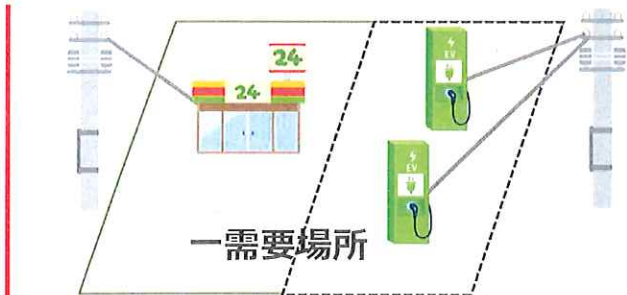
- ✓ 避難場所となる学校の体育館へ空調設備（エアコン）を設置することで、非常災害時における熱中症等の二次被害を防止する。

効果

- ✓ 空調設備を設置する体育館を別配線・別契約とすることで、既設受変電設備の工事費を抑制できる場合がある。

<EV・PHV普通充電器>

温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置



概要

- ✓ 1 需要場所において、事業者毎の特例需要場所の適用を可能にするとともに、従来の急速充電器のみならず、“温室効果ガスの排出抑制に資する設備”とすることで普通充電器を含めたEV・PHV充電器の設置を促進する。

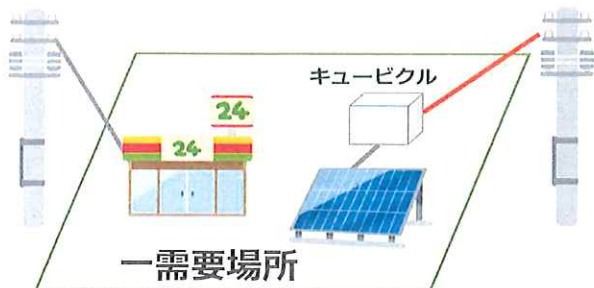
効果

- ✓ 普通充電器の設置が容易となり、EV・PHVの普及に繋がる。
- ✓ EV・PHV自体を非常用電源とすることで供給力とし、レジリエンスの強化が期待できる。

【参考】 特例需要場所の適用（1 需要場所・複数引込）の例

<再エネ（非FIT）設備>

温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置



概要

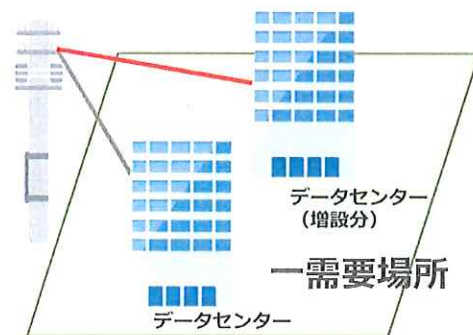
- ✓ これまで再エネ特措法に規定する「認定発電設備」（FIT設備）以外は特例需要場所の適用が不可であったが、非FIT設備にも適用可能とすることで、発電設備の一層の導入促進を図る。

効果

- ✓ 現需要の契約電力に影響を与えずに増設が可能となる。
- ✓ 再エネ導入に関する選択肢が増えることで、再エネの更なる普及が期待できる。

<データセンター>

その他電気の使用者の利益に資する措置



概要

- ✓ データセンターはマーケットの状況で扱うデータ量の変動するため、棟を増築することがあること、また電力消費量が極めて大きい等の特有の事情があるため、各棟ごとに引き込みたいとのニーズが存在する。

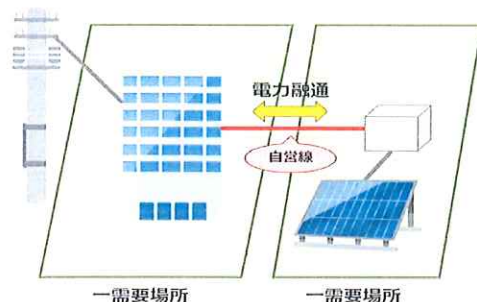
効果

- ✓ 別引込を可能とすることで、増築に伴う既系統設備の増強工事が不要となり、工事費を抑制できる場合がある。
- ✓ 工事が不要となることで、需給開始（増設）までの期間を短縮することができる。

【参考】 需要場所間の電力融通（複数需要場所・1引込）の例

<別需要地の再エネ等の電力融通>

災害による被害を防ぐための措置



概要

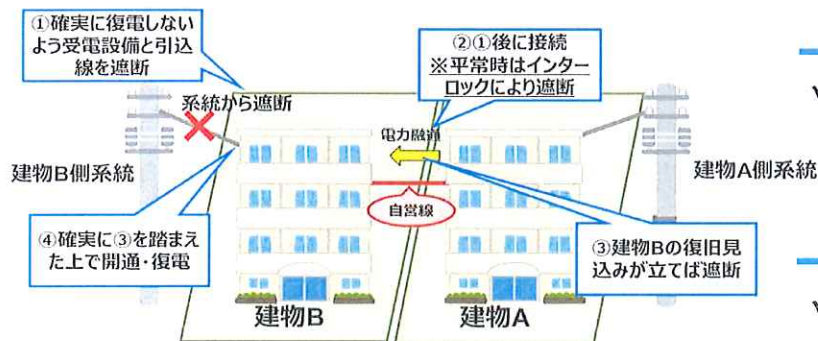
- ✓ 需要場所間の電力融通を可能とし、現需要場所とは異なる需要場所に設置された発電設備からの電力供給（融通）を行うことで、レジリエンスの強化を図る。

効果

- ✓ 発電設備からの電力融通により、停電発生時にも建物の機能維持が可能となる。

<非常時における電力融通（タワーマンション）>

災害による被害を防ぐための措置



概要

- ✓ 台風による浸水でタワーマンションの地下に設置された受電設備が故障し、電気が長期間途絶える事例があったことを受けて、建物から建物への電力融通を可能とする。

効果

- ✓ 系統から遮断された際に、近隣の建物から電力供給を受けることで、長期間の停電を防止できる。



中部電力パワーグリッド